



愛媛労働局発表  
令和2年3月10日

担当	【要請に関する問い合わせ】 愛媛労働局職業安定部職業安定課 課長 豊田 仁志 課長補佐 矢野 和義 電話 089(943)5221
	【助成金に関する問い合わせ】 愛媛労働局職業安定部職業対策課 課長 緒方 与二 課長補佐 和田 茂 電話 089(941)2940

## 新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮 について要請します

新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、県内の主要経済5団体に対し、新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮について、以下のとおり要請を行います。

要請日 令和2年3月11日（水）

要請先 愛媛県商工会議所連合会、愛媛県商工会連合会、愛媛県中小企業団体中央会、愛媛県経営者協会、愛媛経済同友会

要請方法 愛媛労働局長（縄田英樹）が訪問し、別添の要請文を手交の上要請する。

添付資料 雇用調整助成金リーフレット  
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金リーフレット  
時間外労働等改善助成金リーフレット

令和2年3月11日

愛媛県内の主要経済5団体の代表 殿

### 新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、愛媛県下においても2名の感染者が確認されたところ  
です。現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではありま  
せんが、経済的には海外からの観光客の減少に加え、製造業のサプライチェーンに与え  
る影響を懸念する声や、各種イベントの中止、外出自粛により国内の消費活動が短期的  
に下押しされ、こうした状況が長引けばより厳しい状況になることも懸念されています。

こうした状況を踏まえ、愛媛労働局では、事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力  
に支援するため、雇用調整助成金の特例措置を講じるとともに、そうした内容を踏まえ  
た各種支援のご案内に係るリーフレットを活用して周知を行っているところです。また、  
小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援に向けた新たな助成制度が創設さ  
れることを受け、その準備を進めています。

貴団体におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、発熱など  
の風邪の症状があるときは、会社を休んでいただくよう、従業員の方々が休みやすい環  
境整備に協力していただくとともに、下記の事項につきまして、周知啓発に向けたご協  
力をお願い申し上げます。

なお、愛媛労働局においては、特別労働相談窓口を設置し各種相談に応じております。  
相談窓口の設置箇所、特例措置等の各種支援の内容につきましては愛媛労働局 HP のト  
ップページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/home.html>) 「新型コ  
ロナウイルス感染症の影響による関連相談窓口と各種支援のご案内」をご参照いただき  
ますようお願いいたします。

- 一 今般、雇用調整助成金の特例の対象となる事業主を、新型コロナウイルスの感染症  
の影響を受ける全ての事業主に拡大するとともに、北海道のように緊急事態宣言を

発出して活動の自粛を要請している地域に対しては生産指標要件の更なる緩和、助成率の引上げ等の措置が講じられます。

こうした特例措置を活用していただき、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また、教育訓練を行った場合には雇用調整助成金の助成額が加算されますので、新入社員については教育訓練の機会を設けるなど将来の戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。

二 職を失った方を対象とした求人を積極的に提出していただくなど、職を失った方の雇入れについて特段のご配慮をお願いいたします。

三 新卒の内定者の取扱いについて、特段のご配慮をいただくとともに、2020年度卒業予定者等に対する採用に係る広報活動についても、多様な通信手段を活用した説明会の実施などの十分な情報発信を行うよう特段のご配慮をお願いいたします。

四 有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定とその保護を図るため、特段の配慮をお願いいたします。

五 障害者の方など課題を抱える方の雇用の安定に向け、特段の配慮をお願い申し上げます。特に、基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いとされていることから、感染リスクを減らすためにテレワークや時差出勤の積極的な活用の促進などの取組へのご協力をいただきますよう、お願いいたします。

六 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休暇に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用労働者か非正規雇用労働者か否かを問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されますので、取組への御協力をいただきますようお願いいたします。

愛媛労働局長

縄 田 英 樹